



平成 30 年 12 月 20 日

各 位

会 社 名 株式会社一六堂
代 表 者 名 代表取締役社長 柚原 洋一
(コード番号:3366 東証 第一部)
問 合 せ 先 取締役管理本部長兼財務経理部長
大木 貞宏
(電話番号 03-3510-6116)

臨時株主総会のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 12 月 20 日付の取締役会決議により、平成 31 年 2 月開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）のための基準日設定について、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会において議決権を行使することのできる株主を確定するため、平成 31 年 1 月 6 日（日曜日）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本臨時株主総会において議決権を行使することのできる株主とし、以下のとおり当該基準日に関する公告をいたします。

- (1) 基準日 平成 31 年 1 月 6 日（日曜日）
- (2) 公告日 平成 30 年 12 月 21 日（金曜日）
- (3) 公告方法 電子公告（当社ホームページに掲載いたします。）

<http://www.ichirokudo.com/assets/pdf/lower/ir/kijyunbi20181221.pdf>

2. 本臨時株主総会の開催日程及び付議議案等について

当社は、平成 30 年 11 月 5 日付「MBO の実施及び応募の推奨に関するお知らせ」においてお知らせしましたとおり、当社は、株式会社八越からの要請により、本臨時株主総会において、当社株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うこと等の議案を付議する予定です。

なお、本臨時株主総会の開催日時及び開催場所並びに付議議案の詳細等につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

以上